**マ　イ　ナ　ン　バ　ー　ス　ケ　ジ　ュ　ー　ル**

黄色のマーカー部分が会社で配布する資料です！

**◆即時～平成２７年９月下旬◆**

　　「【従業員案内用】社会保障・税番号（マイナンバー）制度について」を全従業員に配布する。

**◆平成２７年１０月５日～◆**

　　マイナンバー（個人番号・法人番号）の通知開始

**◆平成２７年１１月～**（例えば、扶養控除等申告書を配布するタイミングで）◆

　　「マイナンバーの提出のお願い」を全従業員に配布する。

　　※特定個人情報管理台帳を利用してマイナンバーを取得する場合には、「特定個人情報管理台帳」も合わせて配布する。

　　※提出期限は、会社で任意に決めてください。

　　　平成２７年分の年末調整資料の回収期限と同じにするのも分かりやすいと思います。

**ご注意**

　　　**実際に年末調整でマイナンバーを使用するのは、平成２８年分の給与からです！！**

　　　従って、平成２８年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書からマイナンバーを記載することになります。

この用紙は平成２７年分の給与の年末調整時に従業員に配布することが多いため、この用紙を使用してマイナンバーを取得する、という前提でのスケジュールです。

**◆平成２８年１月～◆**

　　申請書・申告書等へのマイナンバーの記載開始

　　平成２８年からマイナンバーの記載が必要な主な書類は下記のとおりです。

　　**＜税分野＞**

　　　●退職者の源泉徴収票

●剰余金の分配及び基金利息の支払調書

●個人事業の改廃業等の届出

●所得税の青色申告申請書等の申請書

●消費税の中間申告書

　　その他、平成２８年中に提出する書類で、マイナンバーを記載する必要がある場合は、下記をご参照ください。

　　　　<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/bangoukisaijiki.htm>

　　**＜社会保障分野＞**

●雇用保険被保険者資格取得届

　　　●雇用保険被保険者資格喪失届　等

　　　その他、平成２８年中に提出する書類で、マイナンバーを記載する必要がある場合については、厚生労働省のホームページをご覧頂くか、社会保険労務士にご相談ください。

　　**ご不明な点がございましたら、当事務所までお問い合わせください。**